

介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金について

1. 目的

この支援金は、電気・ガス・燃料等の物価高騰の長期化により、影響を受けている介護保険サービス事業所及び高齢者施設に対し、施設の運営状況や規模に応じて支給し、事業の継続を支援するものです。

2. 対象事業所及び支援金額

令和4年12月末日時点で、鳥栖市内において下記の事業所等を開設し、申請日において事業所等を休止しておらず、継続してサービスを提供する事業所とします。

この支援金の申請については、原則、施設を管理・運営する法人等が、その運営する介護保険サービス、高齢者施設分をまとめて申請を行う方法とさせていただきます。

○介護保険サービス事業所及び高齢者施設※1

区分	サービス分類	支援金額
入所系	a 介護老人福祉施設	定員1人あたり 10,000円
	b 介護老人保健施設	
	c 介護療養型医療施設	
	d 認知症対応型共同生活介護	
	e 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）	
	f 介護付き有料老人ホーム	
	g 住宅型有料老人ホーム	
	h サービス付き高齢者向け住宅	
通所系	a 短期入所生活介護	定員1人あたり 5,000円
	b 通所介護	
	c 地域密着型通所介護	
	d 認知症対応型通所介護	
	e 通所リハビリテーション	
	f 小規模多機能型居宅介護	
	g 看護小規模多機能型居宅介護	
訪問系	a 訪問介護	施設あたり 50,000円
	b 訪問入浴介護	
	c 訪問看護	
	d 居宅介護支援	

	e	福祉用具貸与・販売	施設あたり 20,000円
--	---	-----------	------------------

※1 令和4年12月末日時点において、鳥栖市内で以下の法令に基づく許可、認可、指定若しくは登録を受けた、もしくは届出を行った上表に記載する事業所

- ・介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、社会福祉法

【対象とならない事業所】

- ・申請日時点で休止している事業所
- ・県や市、事務組合等、地方公共団体が設置している事業所
- ・介護予防・日常生活支援総合事業による指定事業所
- ・支援金の支給対象となる別の指定等事業と同一の事業所において、設備や人員を共有し、一体的に事業が運営されているとみなす以下の介護サービス事業所

- ・みなし指定の居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護

※例外として、みなし指定の通所リハビリテーションについては、通所リハビリテーションを実施するための専用の区画を必要とするため対象とします。（ただし、令和4年4月から令和4年9月までの6か月の間にサービスを提供した実績がある場合に限りです。）

- ・介護予防サービス
- ・空床利用型の短期入所生活介護

3. 申請手続き

1 受付期間

申請締め切りは令和5年2月28日（火）17時必着です。

2 提出書類

申請の際に提出いただく書類は下記のとおりです。

- ① 介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金申請書兼請求書（様式第1号）

※対象となる事業所又はサービス分類が2つ以上の場合は申請書兼請求書内訳（様式第1-1号）も必要

② 介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金の入金口座確認書（様式第2号）

③ 誓約書（様式第3号）

3 申請方法

この支援金の申請は、郵送または窓口に提出してください。

郵送の場合は、次の宛先に申請書（様式第1～3号）を送付してください。

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市 高齢障害福祉課 高齢者支援係

物価高騰対策緊急支援金担当 あて

窓口に出される場合は、月曜日から金曜日（祝日は除く）の9時から17時までに、申請書（様式第1～3号）を高齡障害福祉課高齢者支援係の窓口へお願いします。

4. お問い合わせ先

鳥栖市 高齢障害福祉課 高齢者支援係

電話 0942-85-3554

月曜日から金曜日（祝日は除く）の9時から17時

5. その他

佐賀県においても、物価高騰対応支援金が施設等の運営状況や規模に応じて支給されています。

詳しくは佐賀県HPをご確認ください。